

E Vバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱

令和5年4月4日制定

令和6年1月18日改定

令和6年3月29日改定

令和6年10月31日改定

(総則)

第1条 EVバス導入によるGX推進事業(以下「本事業」という。)補助金(以下「本補助金」という。)の交付については、別に定めのある場合を除き、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、県内を運行する路線バス・観光バス等への電気バス導入を促しクリーンエネルギー中心の社会システムへの移行を推進するために交付するものであり、この交付要綱は、業務の適正かつ確実な執行を図るために交付に関する必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「国事業」とは、環境省が実施する事業であって、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付要綱(令和6年2月16日環水大モ発第2402166号)の規定に基づく事業をいう。
- 二 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの(以下「プラグインハイブリッド自動車」という。)を除く。)をいう。
- 三 「電気バス」とは、電気自動車であって乗車定員11人以上のものをいう。
- 四 「電気バス用充電設備」とは、一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する電気工作物をいう。)であって専ら電気バスに充電するための設備のうち、第1号の事業において規定されているものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助事業の内容、本事業の申請を行う者(以下「補助対象事業者」という。)の要件並びに補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は別表に定めるとおりとする。

2 本補助金の交付対象となる電気バス及び電気バス用充電設備は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 令和6年4月1日から原則令和7年2月28日(知事が別に定める場合はその定める日)までの間に、電気バスの新車新規登録をしたものであること及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたものであること並びに電気バス用充電設備が導入されたものであること。
- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証において、使用の本拠の位置が沖縄県内にあること。
- 三 電気バスが運行する主たる経路は沖縄県内であること。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者が本補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書（既に購入済みである場合には様式第1号の2による補助金交付申請書兼実績報告書）を知事に提出しなければならない。なお、原則として、国事業に係る申請等を行ったのちに本補助金の交付申請を行うこと。

（交付申請の受理）

第6条 知事は、第5条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定するものとする。また、本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとする。

（交付決定及び通知等）

第7条 知事は、第5条の規定により提出された様式第1号又は様式第1号の2による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表及びその他この要綱に定める要件を満たしており、本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、申請者に対して様式第2号又は様式第2号の2により補助金の交付決定の内容を通知するものとし、様式第1号により補助金の交付を申請した者に対しては、併せて交付条件を通知するものとする。

2 知事は、補助対象事業者が国事業の補助金の交付申請を行い、当該国事業の補助金の交付決定を受けたことを確認した後、前項の規定における本補助金の交付決定を行う。

3 知事は、第1項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに知事は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付の要件）

第8条 知事は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定にあたっては、本事業の目的を達成するため、本補助金の交付決定を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる要件を付すものとする。なお、補助事業者が自動車リース事業者等にあつては、次の各号に規定する「補助事業者」とあるのは、「補助事業者又はリース契約等を締結した使用者」と読み替えるものとする。

一 補助事業者は、本事業により導入したバスの運行については、当該バスを導入した日から起算して5年間、第4条第2項第3号に掲げる要件を満たすこと。

二 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、当該バスを導入した日の属する年度の終了後5年間、様式第3号による利用実績報告書を各年度の終了後30日以内に知事に提出すること。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、様式第4号による補助金交付申請取下届出書を、知事に提出しなければならない。

（交付決定事業の計画変更の申請）

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第5号による事業計画変更承

認申請書を知事に提出するものとする。

- 3 第1項に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更及び対象経費の配分のうち所要額相互間でそれぞれ20%以内の配分の変更であって交付決定額に増がない変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第6号による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者(第5条の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条において同じ。)は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は令和7年3月15日のいずれか早い日までに様式第7号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項において、同一の補助事業者が複数のバスを導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。
- 3 知事は、第1項の規定(前項の規定を適用する場合を含む。)による実績報告書又は第5条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行う。
- 4 知事は、第1項の規定による実績報告書を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 知事は、前条第3項の規定により実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定通知を受けたときは、様式第8号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から前項の規定による請求を受けたときは、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付決定を受けた国事業の交付要綱に基づく財産の処分の制限に関する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産を本補助金の交付の目的に反して処分(使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。)してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9号による財産処分承認申請

書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を沖縄県に納付させることとする。

（交付決定の取消し）

第16条 知事は、次の各号に該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付申請（第10条第1項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合。
 - 三 国事業の補助金の交付決定を取消された場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第10条第1項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、第1項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、前項に基づき補助金の返還を命じるときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日（返還を命じた日から20日以内）
- 3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第1項第4号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により返還の期限を延長するものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定による取消しに関し、本補助金の返還を命ぜられたときは、同項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当た

りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を本事業完了後10年間保存しなければならない。

（調査等）

第20条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第21条 知事は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（その他必要な事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第15条から第20条までの規定について、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

別表

事業の内容	電気バスの新規導入	電気バス用充電設備の導入
補助対象事業者要件	沖縄県内に営業所・事業所を有し、国事業の補助金の交付決定を受けた者	
補助対象経費 ※1、2	国事業の交付要綱に基づく間接補助対象経費（「バス車両（電気自動車）導入事業」）に、同経費と同交付要綱に基づく標準車両（同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車）の価格との差額を加えた額とする。	国事業の交付要綱に基づく間接補助対象経費（「電気自動車用充電設備等導入事業」）とする。ただし、工事費（本工事費、附帯工事費）、業務費及び事務費を除く。
補助金の額 ※1	国事業の補助金交付決定額に基づき、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。	
補助率	1 / 6	1 / 2
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 国事業の補助金の確定額のうち事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	

※1 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※2 本補助金の他にこれを上回る寄付金その他収入（国事業の算定対象となるもの）がある場合は交付対象としない。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金交付申請書

下記により令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金の交付を受けたいので、
沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第3条第1項及びEV
バス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 導入バス等 別紙①～③のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類 別紙④のとおり
5. 担当者

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。

電気バス

補助対象バスを導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入バス （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
国事業の交付決定額	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て） ※補助対象経費×1/6	円

- (注) 1. 補助対象となる導入バスごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
3. 導入バスの種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
4. 国事業の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

電気バス用充電設備

補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入設備 電気バス用充電設備	名称又は型式:
事業完了(予定)日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費(本体等価格)	円 (円/基(個))
国事業の交付決定額 (本体等価格)	円 (円/基(個))
導入数	基(個)
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる電気バス用充電設備(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む)ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気バス用充電設備等を複数導入する場合(設置場所が異なるものは除く)にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
3. 国事業の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

交付の要件（交付要綱第 8 条）に規定する取組内容

1. 交付の要件（交付要綱第 8 条）に関する取組内容

導入バスの主たる運行 経路の計画	
その他	

2. 事業の効果（CO₂排出量削減効果の見込等）

--

様式第1号（第5条関係）に係る添付書類

ア. 交付決定通知書（国事業）の写し

※申請時において国事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類（補助金交付申請書等）の写しを添付し、決定後速やかに県あて提出すること。

イ. 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）

ウ. 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの））及び沖縄県税事務所発行の「県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないこと」の証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ. その他参考となる書類（知事が別に指示する書類等）

様式第1号の2 (第5条関係)

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

下記により令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金の交付を受けたいので、
沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第3条第1項及び
第12条並びにEVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、
下記のとおり申請及び報告します。

記

1. 導入バス等 別紙①～③のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類 別紙④のとおり
5. 担当者

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。

電気バス

補助対象バスを導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入バス (改造による導入にあっては使用過程車)	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費	円 (円/台)
国事業の交付決定額及び確定した補助金の額 ※当該補助金の額の確定前の場合は、交付決定額のみを記入する。	交付決定額 円 (円/台) 確定した補助金の額 円 (円/台)
台数	台
補助金交付申請額及び実績報告額 (千円未満切り捨て) ※補助対象経費×1/6	円

- (注) 1. 補助対象となる導入バスごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
3. 導入バスの種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付すこと。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

電気バス用充電設備

補助対象設備を導入した者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入設備等 電気バス用充電設備	名称又は型式:
事業完了日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費(本体等価格)	円 (円/台)
国事業の交付決定額及び確定した補助金の額 ※当該補助金の額の確定前の場合は、交付決定額のみを記入する。	交付決定額 円 (円/台) 確定した補助金の額 円 (円/台)
導入数	基(個)
補助金交付申請額及び実績報告額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる電気バス用充電設備(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む)ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気バス用充電設備を複数導入する場合(設置場所が異なるものは除く)にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
3. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	----------	---	-----------

交付の要件 (交付要綱第 8 条) に規定する取組内容

1. 交付の要件 (交付要綱第 8 条) に関する取組内容

導入バスの主たる運行経路の計画	
その他	

2. 事業の効果 (CO₂排出量削減効果の見込等)

--

様式第1号の2（第5条関係）に係る添付書類

- ア. 交付決定通知書（国事業）の写し
- イ. 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ウ. 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの））及び沖縄県税事務所発行の「県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないこと」の証明書（発行日から3か月以内のもの）
- エ. 補助対象経費に係る請求書の写し
- オ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)
- カ. 本事業により導入したバスの自動車検査証の写し（要綱第4条第2項関係）
- キ. 主たる運行経路を確認できる書類（要綱第4条第2項関係）
- ク. 本事業により導入したバス等の写真
- ケ. 国事業における補助金の額の確定通知書の写し(添付できない場合は後日提出すること。)
- コ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類、知事が別に指示する書類等）

様式第2号（第7条関係）

番 号

申請者住所
氏名又は名称 　　あて

年 月 日付け 第 号で申請があった令和 年度E Vバス導入によるG X推進事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第4条第1項及びE Vバス導入によるG X推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第号をもって申請があった 年度E Vバス導入によるG X推進事業補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第2号の2（第7条関係）

番 号

申請者住所
氏名又は名称 　　あて

年 月 日付け 第 号で申請及び報告があった令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第4条第1項及び第13条並びにEVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号をもって申請があった 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金交付申請書兼実績報告書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助対象経費、補助金の交付決定額及び確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業における
補助事業者のEVバス利用実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
標記事業について、EVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第8条第2号の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで														
導入バスの場所 (営業所・事業所)	所在地	沖縄県													
	名称														
導入バスの 運行状況	運行ルート (図面添付)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
	運行距離 (km)														
	運行日数 (日)														
	電費 (Wh/km)														
	CO ₂ 排出量 削減効果														
	備考														

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金
交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金について、沖縄県補助金等の交付に関
する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第7条第1項及びEVバス導入によるGX推
進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由
5. 担当者

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
-----	------	------	-------

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金
事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度EVバス導入によるGX推進事業について、下記の理由によりその内容又は経
費の配分を変更したいので、EVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第10条第2
項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. その他必要な書類
ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
イ. 変更内容を確認するに足る書面（変更後の見積書の写し等）
4. 担当者

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。

様式第6号（第11条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度EVバス導入によるGX推進事業について、下記の理由により同事業を中止（廃
止）したいので、EVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に
基づき、申請します。

記

1. 事業を中止（廃止）する理由
2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類
4. 担当者

連絡先	(担当)	(電 話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。

様式第7号（第12条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度EVバス導入によるGX推進事業を完了したので、沖縄県補助金等の交付に関
する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第12条及びEVバス導入によるGX推進事業
補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入バス等 別紙①、②のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類 別紙③のとおり
5. 担当者

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。

電気バス

	様式第1号申請時	変更箇所 (様式第1号申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置		
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
導入バス (改造による導入にあつては使用過程車)	種別: 車名: 型式:	種別: 車名: 型式:
事業完了日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
国事業の確定した補助金の額 ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額を記入する。	(円 円/台)	(円 円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て) ※補助対象経費×1/6	円	円

- (注) 1. 補助対象となる導入バスごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
 3. 導入バスの種別は、電気バス(新規)、電気バス(改造)の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類(要綱が確認できる書類等)	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

電気バス用充電設備

	様式第1号申請時	変更箇所 (様式第1号申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
設置等場所		
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 電気バス用充電設備	名称又は型式：	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入バスの新車新規登録日、電気バスへの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気バス用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費（本体等価格）	円 (円/基 (個))	円 (円/基 (個))
国事業の確定した補助金の額 ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額を記入する。	円 (円/基 (個))	円 (円/基 (個))
導入数	基 (個)	基 (個)
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気バス用充電設備（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備を複数導入する場合（設置場所が異なるものは除く）にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
3. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあつては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足る書類	

4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

様式第7号（第12条第1項関係）に係る添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)
- ウ. 本事業により導入したバスの自動車検査証の写し（要綱第4条第2項関係）
- エ. 主たる運行経路を確認できる書類（要綱第4条第2項関係）
- オ. 本事業により導入したバス等の写真
- カ. 国事業における補助金の額の確定通知書の写し(添付できない場合は後日提出すること。)
- キ. その他参考となる書類（別紙①、②において添付することを定めている書類、知事が別に指示する書類等）

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度EVバス導入によるGX推進事業
補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他：)	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

様式第9号（第15条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度EVバス導入によるGX推進事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、EVバス導入によるGX推進事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類
5. 担当者

連絡先	(担当)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに沖縄県環境部環境再生課に連絡すること。